

議案第 57 号

朝来市定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定について
朝来市定住促進住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 11 月 28 日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

朝来市定住促進住宅を市内に事務所又は事業所を有する事業者の社宅として使用できるようにするため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市定住促進住宅条例の一部を改正する条例

朝来市定住促進住宅条例（平成 29 年朝来市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「の入居者」を「に入居する者」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(5) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人をいう。

第 4 条を次のように改める。

（入居又は使用の資格）

第 4 条 定住促進住宅に入居することができる者及び定住促進住宅を社宅として使用することができる事業者は、それぞれ次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 定住促進住宅に入居することができる者 次に掲げる要件

ア 市町村税を滞納していないこと。

イ 同居する者があるときは、その者が親族又は婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻予約者（以下これらの者を「同居者」という。）であること。

ウ 入居しようとする者及び同居者の収入の合計が、規則で定める基準に該当すること。

エ 市が指定する家賃債務保証契約（以下「保証契約」という。）の締結ができること。

オ 入居しようとする者又は同居者が、朝来市暴力団排除条例（平成 25 年朝来市条例第 36 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者（以下「暴力団員又は暴力団密接関係者」という。）でないこと。

(2) 定住促進住宅を社宅として使用することができる事業者 次に掲げる要件

ア 市外に住所を有する従業員（雇用関係を有する者に限る。）及びその者の同居者（以下「従業員等」という。）の居住の用に供する住宅として使用すること。ただし、規則に定める場合に該当するときは、この限りでない。

イ 定住促進住宅に入居させる従業員等が当該定住促進住宅の住戸に住所を異動することが確約できること。

ウ 市町村税を滞納していないこと。

エ 次に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれに定める者を連帯保証人に立てることができること。

(ア) 事業者が個人の場合 当該社宅に入居させる従業員

(イ) 事業者が法人の場合 代表者、代表者に準ずる者又は当該社宅に入居させる従業員

オ 暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

2 前項第 1 号エの規定にかかわらず、移住者のうち、市長が別に指定する住戸（以下「指定住戸」という。）に入居しようとする者で、保証契約を締結できないものは、連帯保証人 2 人を立てなければならない。

第 5 条の見出し中「入居者」を「入居又は使用」に改め、同条第 1 項中「入居する者」の次に「又は当該定住促進住宅を社宅として使用する事業者」を加え、同条第 2 項中「入居者資格」を「入居又は使用（以下「入居等」という。）ができる者の資格」に、「入居時期」を「入居等の時期」に改める。

第 6 条の見出し中「入居」を「入居等」に改め、同条中「入居資格」を「入居等の資格」に、「に入居」を「に入居等を」に、「入居の」を「入居等の」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 社宅として使用させることができる住戸は、4 階及び 5 階の住戸とする。

第7条の見出し中「入居者」の次に「又は住宅使用者」を加え、同条第1項中「前条の入居」を「前条の入居等」に、「入居させるべき」を「入居等をさせるべき」に、「当該入居」を「当該入居等」に改め、「入居者」の次に「又は住宅使用者」を加え、同条第2項中「前条の入居」を「前条の入居等」に、「入居させるべき」を「入居等をさせるべき」に改め、「入居者」の次に「又は住宅使用者」を加える。

第8条の見出し中「入居」を「入居等」に改め、同条第1項中「入居決定者は、入居」を「入居決定者又は前条第1項若しくは第2項の規定により住宅使用者として決定された者（以下この条及び次条において「住宅使用決定者」という。）は、入居等」に改め、同項第1号中「第4条第1項第4号」を「第4条第1項第1号エ」に、「同条第2項」を「同項第2号又は同条第2項」に改め、同条第2項中「入居決定者」の次に「又は住宅使用決定者」を加え、「入居を」を「入居等を」に、「入居可能日」を「入居等可能日」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「入居決定者で第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、入居決定者又は住宅使用決定者が指定された期間内に手続を完了しないときは、市長は入居等の決定を取り消すことができる。

第9条及び第10条を次のように改める。

（入居等の許可の取消し）

第9条 市長は、入居決定者及び住宅使用決定者について、それぞれ次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、入居等の許可を取り消すことができる。

(1) 入居決定者 次に掲げる事由

ア 入居の申込み又は手続に虚偽があることが判明したとき。

イ 正当な理由なく前条第4項に規定する期限内に入居しないとき。

ウ 入居する日までに第4条第1項第1号に掲げる定住促進住宅に入居するための要件を満たさなくなったとき。

(2) 住宅使用決定者 次に掲げる事由

ア 使用の申込み又は手続に虚偽があることが判明したとき。

イ 使用を開始する日までに第4条第1項第2号に掲げる定住促進住宅を使用するための要件を満たさなくなったとき。

（同居等の承認）

第10条 入居決定者で期限内に入居したもの（以下「一般入居者」という。）又は住宅使用者は、定住促進住宅への入居の際に同居を認められた同居者以外の者（出生により親族となる者を除く。）を同居させようとするとき、又は使用を許可された住戸に従業員等を入居させ、若しくは当該入居させた従業員等に異動が生じるときは、市長の承認を受けなければならない。この場合において、住宅使用者の使用する住戸に入居する従業員等（以下「社宅入居者」という。）の承認に当たっては、第4条第1項第1号アからウまで及びオの規定を準用する。

2 住宅使用者は、前項に規定する従業員等の入居に係る承認を受けようとするときは、当該事由が生じる日の14日前までに市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

3 市長は、第1項の規定により一般入居者が同居させようとする者又は社宅入居者が暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明したときは、同項の承認をしてはならない。

4 一般入居者又は住宅使用者（以下「一般入居者等」という。）は、同居者若しくは社宅入居者に異動が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

5 一般入居者等は、連帯保証人を変更しなければならない事由が生じた場合は、そ

の事由が生じた日から 30 日以内にその旨を市長に届け出て、新たな連帯保証人について承認を受けなければならない。

第 11 条第 1 項中「入居者」を「一般入居者」に改め、同条第 2 項第 1 号中「第 4 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項第 1 号」に、「同条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号」を「同号アからウまで及びオ」に、「同項第 4 号」を「同号エ」に改め、同項第 2 号中「入居者」を「一般入居者」に改める。

第 12 条を次のように改める。

(賃貸借契約)

第 12 条 定住促進住宅における賃貸借契約は、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「定期契約」という。）とする。

2 定期契約の期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 一般入居者 10 年以内（指定住戸にあっては 3 年以内）とし、期間の更新は行わない。

(2) 住宅使用者 5 年以内

3 市長は、前項に規定する定期契約の期間が満了する日の 1 年前から 6 箇月前までの間に一般入居者等及び社宅入居者に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を通知するものとする。

第 14 条第 1 項中「入居者」を「一般入居者等」に、「入居可能日」を「入居等可能日」に改め、同条第 2 項中「入居者」を「一般入居者」に改め、同条第 4 項中「入居者」を「一般入居者」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「入居者」を「一般入居者」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 住宅使用者は、次の表の左欄に掲げる定住促進住宅の使用に係る定期契約の期間の区分に応じ、同表の中欄に掲げる算式によって算定した額をそれぞれ同表の右欄に掲げる期日までに一括して納付しなければならない。

期間	家賃の額	期日
定期契約の初年度	入居等可能日の属する月から当該年度の末日が属する月までの月数を月額家賃に乗じて得た額	入居等可能日が属する月の末日
定期契約の次年度から最終年度の前年度までの期間	各年度ごとに、月額家賃に 12 を乗じて得た額	当該年度の 4 月末日
定期契約の最終年度	当該年度の初日が属する月から定期契約の満了日が属する月までの月数を月額家賃に乗じて得た額	当該年度の 4 月末日

第 14 条に次の 1 項を加える。

6 住宅使用者が、定住促進住宅を明け渡した場合において、明け渡した年度に属する家賃の返還は行わないものとする。

第 15 条第 1 項中「入居者」を「一般入居者等」に、「前条第 2 項」を「前条第 2 項又は第 3 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「入居者」を「一般入居者等」に改める。

第 16 条及び第 17 条中「入居者」を「一般入居者」に改める。

第 18 条第 1 項中「入居者の入居」を「一般入居者等の入居等」に改める。

第 20 条第 2 項中「入居者の」を「一般入居者等の」に改め、「事由」の次に「(住宅使用者にあっては、社宅入居者の責めに帰すべき事由を含む。第 22 条第 2 項において同じ。)」を加え、「入居者は」を「一般入居者等は」に改め、同条第 3 項中「入居者」

を「一般入居者等」に改める。

第21条第1項中「入居者」を「一般入居者等」に改め、同条第3項中「市長は、特別」を「市長は、一般入居者について特別」に改める。

第22条（見出しを含む。）及び第23条中「入居者」を「一般入居者等」に改める。

第24条中「入居者」を「一般入居者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 住宅使用者は、定住促進住宅を使用する権利を他の者に譲渡してはならない。

第25条及び第26条中「入居者」を「一般入居者等」に改める。

第27条中「入居者」を「一般入居者」に改める。

第28条中「第4条第1項第3号」を「第4条第1項第1号ウ」に、「入居者」を「一般入居者」に改める。

第29条中「入居者」を「一般入居者等」に改める。

第30条第1項各号列記以外の部分中「入居者」を「一般入居者等」に改め、同項第1号中「入居」を「入居等を」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同項第5号中「同居者」を「一般入居者の同居者又は社宅入居者」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

（5）第12条第3項の規定により通知された定期契約の期間の満了の日までに退去しないとき。

第30条第2項中「入居者」を「一般入居者等」に、「同項第6号」を「同項第7号」に改め、同項ただし書中「本人又は同居者」を「一般入居者については、本人又はその同居者」に改める。

第31条中「入居者又は同居者」を「一般入居者、その同居者又は社宅入居者」に改める。

第32条第1項中「前条」を「一般入居者等は、前条」に改め、同条第2項中「使用決定者」を「駐車場使用決定者」に改め、同条第3項中「1区画」を「2区画」に改める。

第33条第1項から第3項までの規定中「使用決定者」を「駐車場使用決定者」に改め、同条第4項中「駐車場の使用決定者」を「駐車場使用決定者」に、「当該使用決定者」を「当該駐車場使用決定者」に改める。

第34条第1項中「使用料」を「使用料の月額」に改め、同条第2項中「月の」を「一般入居者について、月の」に、「使用料」を「駐車場の使用料」に改め、同条第4項中「市長は、必要」を「市長は、一般入居者について必要」に、「使用料」を「駐車場の使用料」に改める。

第35条第1項中「使用者」を「第33条第4項の規定による通知を受けた者（以下「駐車場使用者」という。）」に改め、同条第2項中「入居者」を「一般入居者等」に、「使用者」を「駐車場使用者」に改める。

第36条を次のように改める。

（準用）

第36条 駐車場の使用については、第31条から前条までに定めるもののほか、第14条、第15条、第17条第3項及び第23条から第26条までの規定並びに第29条の規定を準用する。この場合において、第14条、第15条及び第17条第3項中「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、第14条、第15条、第23条、第25条、第26条及び第29条中「一般入居者等」とあるのは「一般入居者等の駐車場使用者」と、第14条中「第8条第2項」とあるのは「第33条第4項」と、「入居等可能日」とあるのは「駐車場の使用を開始することができる日」と、第14条、第23条から第26条まで及び第29条中「定住促進住宅」とあるのは「駐車場」と、第14条、第17条第3項及び第24条中「一般入居者」とあるのは「一般入居者の駐車場使用者」と、第

14 条及び第 24 条中「住宅使用者」とあるのは「住宅使用者の駐車場使用者」と、第 14 条中「に入居」とあるのは「を使用」と、「を立ち退いた」とあるのは「の使用を終了した」と、第 24 条中「その入居」とあるのは「その使用」と、第 25 条中「住宅以外」とあるのは「駐車場以外」と、第 26 条及び第 29 条中「模様替え又は増築」とあるのは「形状変更」と読み替えるものとする。

第 38 条中「入居者」を「一般入居者等」に改める。

第 39 条中「入居者（同居者を含む。）」を「一般入居者等（一般入居者の同居者及び社宅入居者を含む。）」に改める。

第 40 条第 1 号中「契約」を「定期契約」に改める。

第 41 条中「事業者」を「者」に改める。

第 43 条中「入居者」を「一般入居者等」に、「駐車場使用料」を「駐車場の使用料」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 13 条関係）

区分	家賃	摘要
社宅として使用する住戸 及び指定住戸以外の住戸	月額 45,000 円	和田山宿舎の住戸に改良を加えない状態の住戸に入居する場合は、3,800 円を減額する。
社宅として使用する住戸 （4 階及び 5 階に限る。）	月額 38,000 円	
指定住戸	月額 20,000 円	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第57号資料

朝来市定住促進住宅条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)、(2) (略) (3) 共同施設 駐車場、集会所、通路、緑地、遊具その他定住促進住宅の<u>入居者の</u>共同の福祉のために必要な施設をいう。 (4) (略) <u>(入居の資格)</u> 第4条 定住促進住宅に入居することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。 (1) <u>市町村税を滞納していないこと。</u> (2) <u>同居する者があるときは、その者が親族又は婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻予約者（以下これらの者を「同居者」という。）であること。</u> (3) <u>入居しようとする者及び同居者の収入の合計が、規則で定める基準に該当すること。</u> (4) <u>市が指定する家賃債務保証契約（以下「保証契約」という。）の締結ができること。</u> (5) <u>入居しようとする者又は同居者が、朝来市暴力団排除条例（平成25年朝来市条例第36号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者（以下「暴力団員又は暴力団密接関係者」という。）でないこと。</u>	(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)、(2) (略) (3) 共同施設 駐車場、集会所、通路、緑地、遊具その他定住促進住宅に<u>入居する者の</u>共同の福祉のために必要な施設をいう。 (4) (略) (5) <u>事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人をいう。</u> <u>(入居又は使用の資格)</u> 第4条 定住促進住宅に入居することができる者及び定住促進住宅を社宅として使用することができる事業者は、それぞれ次に掲げる要件の全てを満たすものとする。 (1) 定住促進住宅に入居することができる者 次に掲げる要件 ア <u>市町村税を滞納していないこと。</u> イ <u>同居する者があるときは、その者が親族又は婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻予約者（以下これらの者を「同居者」という。）であること。</u> ウ <u>入居しようとする者及び同居者の収入の合計が、規則で定める基準に該当すること。</u> エ <u>市が指定する家賃債務保証契約（以下「保証契約」という。）の締結ができること。</u> オ <u>入居しようとする者又は同居者が、朝来市暴力団排除条例（平成25年朝来市条例第36号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者（以下「暴力団員又は暴力団密接関係者」とい</u>

	<u>う。)でないこと。</u> <u>(2) 定住促進住宅を社宅として使用することができる事業者 次に掲げる要件</u> <u>ア 市外に住所を有する従業員（雇用関係を有する者に限る。）及びその者の同居者（以下「従業員等」という。）の居住の用に供する住宅として使用すること。ただし、規則に定める場合に該当するときは、この限りでない。</u> <u>イ 定住促進住宅に入居させる従業員等が当該定住促進住宅の住戸に住所を異動することが確約できること。</u> <u>ウ 市町村税を滞納していないこと。</u> <u>エ 次に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれに定める者を連帯保証人に立てることができること。</u> <u>(ア) 事業者が個人の場合 当該社宅に入居させる従業員</u> <u>(イ) 事業者が法人の場合 代表者、代表者に準ずる者又は当該社宅に入居させる従業員</u> <u>オ 暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。</u>
<u>2 前項第4号の規定にかかわらず、移住者のうち、市長が別に指定する住戸（以下「指定住戸」という。）に入居しようとする者で、保証契約を締結できないものは、連帯保証人2人を立てなければならない。</u> <u>（入居者の募集）</u> 第5条 市長は、定住促進住宅に入居する者を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって公募するものとする。 （1）～（4）（略） 2 前項の規定による公募は、定住促進住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、<u>入居者資格</u>、申込方法、選考方法、<u>入居時期</u>その他必要な事項を示して行うものとする。	<u>2 前項第1号エの規定にかかわらず、移住者のうち、市長が別に指定する住戸（以下「指定住戸」という。）に入居しようとする者で、保証契約を締結できないものは、連帯保証人2人を立てなければならない。</u> <u>（入居又は使用の募集）</u> 第5条 市長は、定住促進住宅に入居する者又は当該定住促進住宅を社宅として使用する事業者を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって公募するものとする。 （1）～（4）（略） 2 前項の規定による公募は、定住促進住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、<u>入居又は使用</u>（以下「入居等」という。）ができる者の<u>資格</u>、申込方法、選考方法、<u>入居等の時期</u>その他必要な事項を示して行うものとする。

3 (略) (<u>入居</u>の申込み) 第6条 第4条に規定する<u>入居資格</u>を有する者が定住促進住宅に<u>入居</u>しようとするときは、規則で定めるところにより<u>入居</u>の申込みをしなければならない。 (入居者の決定) 第7条 市長は、<u>前条の入居</u>の申込みをした者の数が<u>入居させるべき定住促進住宅の戸数</u>を超えない場合は、<u>当該入居</u>の申込みをした者を入居者として決定し、その旨を本人に通知するものとする。 2 市長は、<u>前条の入居</u>の申込みをした者の数が<u>入居させるべき定住促進住宅の戸数</u>を超える場合は、抽選により入居者を決定するものとする。 3、4 (略) (<u>入居</u>の手続及び許可) 第8条 <u>入居決定者は、入居</u>の決定の通知を受けた日から10日以内に次に掲げる手続を完了しなければならない。 (1) <u>第4条第1項第4号</u>に規定する保証契約の締結 (<u>同条第2項</u>に該当する者にあつては連帯保証人を立てること。) (2) (略) 2 市長は、入居決定者が前項の手続を完了させたときは、定住促進住宅への<u>入居</u>を許可し、<u>入居を開始</u>することができる日 (以下「<u>入居可能日</u>」という。) を通知するものとする。	る。 3 (略) (<u>入居等</u>の申込み) 第6条 第4条に規定する<u>入居等の資格</u>を有する者が定住促進住宅に<u>入居等</u>しようとするときは、規則で定めるところにより<u>入居等</u>の申込みをしなければならない。 2 <u>社宅として使用させることができる住戸は、4階及び5階の住戸とする。</u> (入居者又は住宅使用者の決定) 第7条 市長は、<u>前条の入居等</u>の申込みをした者の数が<u>入居等をさせるべき定住促進住宅の戸数</u>を超えない場合は、<u>当該入居等</u>の申込みをした者を入居者又は住宅使用者として決定し、その旨を本人に通知するものとする。 2 市長は、<u>前条の入居等</u>の申込みをした者の数が<u>入居等をさせるべき定住促進住宅の戸数</u>を超える場合は、抽選により入居者又は住宅使用者を決定するものとする。 3、4 (略) (<u>入居等</u>の手続及び許可) 第8条 <u>入居決定者又は前条第1項若しくは第2項の規定により住宅使用者として決定された者 (以下この条及び次条において「住宅使用決定者」という。)</u>は、<u>入居等の決定</u>の通知を受けた日から10日以内に次に掲げる手続を完了しなければならない。 (1) <u>第4条第1項第1号エ</u>に規定する保証契約の締結 (<u>同項第2号又は同条第2項</u>に該当する者にあつては連帯保証人を立てること。) (2) (略) 2 市長は、入居決定者又は住宅使用決定者が前項の手続を完了させたときは、定住促進住宅への<u>入居等</u>を許可し、<u>入居等を開始</u>することができる日 (以下「<u>入居等可能日</u>」という。) を通知するものとする。 3 <u>第1項の規定にかかわらず、入居決定者</u>
---	---

3 前項の通知を受けた者は、規則で定める期限までに入居しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。	<u>又は住宅使用決定者が指定された期間内に</u> <u>手続を完了しないときは、市長は入居等の</u> <u>決定を取り消すことができる。</u>
4 (略) <u>(入居許可の取消し)</u>	5 (略) <u>(入居等の許可の取消し)</u>
第9条 市長は、入居決定者が次のいずれかに該当するときは、入居の許可を取り消すことができる。 (1) <u>入居の申込み又は手続に虚偽があることが判明したとき。</u> (2) <u>前条第1項各号の手続を期限内に完了しないとき。</u> (3) <u>正当な理由なく前条第3項に規定する期間内に入居しないとき。</u> (4) <u>入居する日までに第4条第1項各号に掲げる定住促進住宅に入居するための要件を満たさなくなったとき。</u> <u>(同居等の承認)</u>	第9条 市長は、入居決定者及び住宅使用決定者について、それぞれ次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、入居等の許可を取り消すことができる。 (1) <u>入居決定者 次に掲げる事由</u> ア <u>入居の申込み又は手続に虚偽があることが判明したとき。</u> イ <u>正当な理由なく前条第4項に規定する期限内に入居しないとき。</u> ウ <u>入居する日までに第4条第1項第1号に掲げる定住促進住宅に入居するための要件を満たさなくなったとき。</u> (2) <u>住宅使用決定者 次に掲げる事由</u> ア <u>使用の申込み又は手続に虚偽があることが判明したとき。</u> イ <u>使用を開始する日までに第4条第1項第2号に掲げる定住促進住宅を使用するための要件を満たさなくなったとき。</u> <u>(同居等の承認)</u>
第10条 入居者は、定住促進住宅への入居の際に同居を認められた同居者以外の者（出生により親族となる者を除く。）を同居させようとするときは、市長の承認を受けなければならない。	第10条 入居決定者で期限内に入居したもの（以下「一般入居者」という。）又は住宅使用者は、定住促進住宅への入居の際に同居を認められた同居者以外の者（出生により親族となる者を除く。）を同居させようとするとき、又は使用を許可された住戸に従業員等を入居させ、若しくは当該入居させた従業員等に異動が生じるときは、市長の承認を受けなければならない。この場合において、住宅使用者の使用する住戸に入居す

	<u>る従業員等（以下「社宅入居者」という。）の承認に当たっては、第4条第1項第1号アからウまで及びオの規定を準用する。</u> <u>2 住宅使用者は、前項に規定する従業員等の入居に係る承認を受けようとするときは、当該事由が生じる日の14日前までに市長に届け出て、その承認を受けなければならない。</u>
<u>2 市長は、前項の規定により入居者が同居させようとする者が暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明したときは、同項の承認をしてはならない。</u>	<u>3 市長は、第1項の規定により一般入居者が同居させようとする者又は社宅入居者が暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明したときは、同項の承認をしてはならない。</u>
<u>3 入居者は、同居者に異動が生じたときは、市長に届け出なければならない。</u>	<u>4 一般入居者又は住宅使用者（以下「一般入居者等」という。）は、同居者若しくは社宅入居者に異動が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。</u>
<u>4 入居者は、連帯保証人を変更しなければならない事由が生じた場合は、その事由が生じた日から30日以内にその旨を市長に届け出て、新たな連帯保証人について承認を受けなければならない。</u> (入居の承継)	<u>5 一般入居者等は、連帯保証人を変更しなければならない事由が生じた場合は、その事由が生じた日から30日以内にその旨を市長に届け出て、新たな連帯保証人について承認を受けなければならない。</u> (入居の承継)
第11条 定住促進住宅の<u>入居者</u>が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時における同居者が引き続き当該定住促進住宅に居住を希望するときは、その事由が生じた日から30日以内にその旨を届け出て、市長の承認を受けなければならない。	第11条 定住促進住宅の<u>一般入居者</u>が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時における同居者が引き続き当該定住促進住宅に居住を希望するときは、その事由が生じた日から30日以内にその旨を届け出て、市長の承認を受けなければならない。
2 市長は、前項の承認を受けようとする同居者が次のいずれかに該当する場合においては、同項の承認をしない。 (1) <u>第4条第1項に掲げる入居の資格を有していないとき（同条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる要件を満たす者で同項第4号に規定する保証契約を締結できず、連帯保証人2人を立てることができるものであるときを除く。）。</u>	2 市長は、前項の承認を受けようとする同居者が次のいずれかに該当する場合においては、同項の承認をしない。 (1) <u>第4条第1項第1号に掲げる入居の資格を有していないとき（同号アからウまで及びオに掲げる要件を満たす者で同号エに規定する保証契約を締結できず、連帯保証人2人を立てることができるものであるときを除く。）。</u>

(2) <u>入居者</u>と同居していた期間が1年に満たない者（<u>入居者</u>の入居時から引き続き同居している者を除く。）であるとき。	(2) <u>一般入居者</u>と同居していた期間が1年に満たない者（<u>一般入居者</u>の入居時から引き続き同居している者を除く。）であるとき。
<u>(賃貸借契約)</u>	<u>(賃貸借契約)</u>
第12条 <u>定住促進住宅における賃貸借契約</u>は、<u>借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する定期建物賃貸借契約とする。</u>	第12条 <u>定住促進住宅における賃貸借契約</u>は、<u>借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「定期契約」という。）とする。</u>
2 <u>定期建物賃貸借契約の期間は10年以内（指定住戸にあっては3年以内）とし、期間の更新は行わない。</u>	2 <u>定期契約の期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u>
	<u>(1) 一般入居者 10年以内（指定住戸にあっては3年以内）とし、期間の更新は行わない。</u>
	<u>(2) 住宅使用者 5年以内</u>
<u>(家賃の納付)</u>	<u>(家賃の納付)</u>
第14条 市長は、<u>入居者</u>から第8条第2項に規定する<u>入居可能日</u>から定住促進住宅を明け渡した日（第30条第1項の規定による明渡しの請求を行ったときは、当該請求を行った日）までの間、家賃を徴収する。	第14条 市長は、<u>一般入居者等</u>から第8条第2項に規定する<u>入居等可能日</u>から定住促進住宅を明け渡した日（第30条第1項の規定による明渡しの請求を行ったときは、当該請求を行った日）までの間、家賃を徴収する。
2 <u>入居者</u>は、毎月末日（月の途中で明け渡したときは、当該明け渡した日）までに、その月分の家賃を納付しなければならない。	2 <u>一般入居者</u>は、毎月末日（月の途中で明け渡したときは、当該明け渡した日）までに、その月分の家賃を納付しなければならない。
	3 <u>住宅使用者は、次の表の左欄に掲げる定住促進住宅の使用に係る定期契約の期間の区分に応じ、同表の中欄に掲げる算式によって算定した額をそれぞれ同表の右欄に掲げる期日までに一括して納付しなければならない。</u>

	<u>期間</u>	<u>家賃の額</u>	<u>期日</u>
	<u>定期契約の 初年度</u>	<u>入居等可能日 の属する月から 当該年度の末日 が属する月まで の月数を月額家 賃に乗じて得た 額</u>	<u>入居等 可能日が 属する月 の末日</u>
	<u>定期契約の 次年度から最 終年度の前年 度までの期間</u>	<u>各年度ごと に、月額家賃に 12を乗じて得た 額</u>	<u>当該年 度の4月 末日</u>
	<u>定期契約の 最終年度</u>	<u>当該年度の初 日が属する月か ら定期契約の満 了日が属する月 までの月数を月 額家賃に乗じて 得た額</u>	<u>当該年 度の4月 末日</u>
3 <u>入居者</u> が新たに定住促進住宅に入居した場合又は定住促進住宅を明け渡した場合において、その月分の使用期間が1箇月に満たないときは、その月の家賃は日割計算によって算出し、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	4 <u>一般入居者</u> が新たに定住促進住宅に入居した場合又は定住促進住宅を明け渡した場合において、その月分の使用期間が1箇月に満たないときは、その月の家賃は日割計算によって算出し、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。		
4 <u>入居者</u> が第29条に規定する検査を経ないで定住促進住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。	5 <u>一般入居者</u> が第29条に規定する検査を経ないで定住促進住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。		
(督促及び延滞金の徴収)	6 <u>住宅使用者</u> が、定住促進住宅を明け渡した場合において、明け渡した年度に属する家賃の返還は行わないものとする。		
第15条 市長は、 <u>入居者</u> が家賃を前条第2項に規定する期限までに納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。	(督促及び延滞金の徴収)		
2 前項の規定により指定された期限（以下「指定納期限」という。）までにその納付すべき金額を納付しない <u>入居者</u> は、当該納付すべき金額に指定納期限の翌日から納付し	第15条 市長は、 <u>一般入居者等</u> が家賃を前条第2項又は第3項に規定する期限までに納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。		
	2 前項の規定により指定された期限（以下「指定納期限」という。）までにその納付すべき金額を納付しない <u>一般入居者等</u> は、当該納付すべき金額に指定納期限の翌日から		

た日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（指定納期限の翌日から1箇月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 3 市長は、<u>入居者</u>が指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、前項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。 （収入の申告） 第16条 <u>入居者</u>は、毎年度、市長に対し、規則で定めるところにより、収入を申告しなければならない。 （家賃の減免又は徴収猶予） 第17条 市長は、<u>入居者</u>（指定住戸の<u>入居者</u>を除く。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該各号に定める額（次の各号の2以上の号に該当する者であるときは、当該2以上の号に定める額の合計額）を家賃月額から減額するものとする。 （1）～（4）（略） 2（略） 3 市長は、前2項に掲げるもののほか、<u>入居者</u>又は同居者に次に掲げる事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。 （1）～（3）（略） （敷金） 第18条 市長は、<u>入居者の入居</u>に際し、家賃の2箇月分に相当する金額の範囲内において敷金を徴収するものとする。 2～4（略） （修繕費用等の負担義務） 第20条（略） 2 <u>入居者の</u>責めに帰すべき事由によって前	納付した日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（指定納期限の翌日から1箇月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 3 市長は、<u>一般入居者等</u>が指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、前項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。 （収入の申告） 第16条 <u>一般入居者</u>は、毎年度、市長に対し、規則で定めるところにより、収入を申告しなければならない。 （家賃の減免又は徴収猶予） 第17条 市長は、<u>一般入居者</u>（指定住戸の<u>一般入居者</u>を除く。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該各号に定める額（次の各号の2以上の号に該当する者であるときは、当該2以上の号に定める額の合計額）を家賃月額から減額するものとする。 （1）～（4）（略） 2（略） 3 市長は、前2項に掲げるもののほか、<u>一般入居者</u>又は同居者に次に掲げる事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。 （1）～（3）（略） （敷金） 第18条 市長は、<u>一般入居者等の入居等</u>に際し、家賃の2箇月分に相当する金額の範囲内において敷金を徴収するものとする。 2～4（略） （修繕費用等の負担義務） 第20条（略） 2 <u>一般入居者等の</u>責めに帰すべき事由（住
--	--

項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、<u>入居者</u>は、市長の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。	<u>宅使用者にあつては、社宅入居者の責めに帰すべき事由を含む。第22条第2項において同じ。）</u>によって前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、<u>一般入居者等</u>は、市長の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。
3 次に掲げる費用は、<u>入居者</u>の負担とする。 (1)～(4) (略) (共益費)	3 次に掲げる費用は、<u>一般入居者等</u>の負担とする。 (1)～(4) (略) (共益費)
第21条 市長は、前条第3項各号に掲げる費用のうち、<u>入居者</u>の共通の利益を図るため必要があると認める費用を<u>入居者</u>から共益費として徴収するものとする。	第21条 市長は、前条第3項各号に掲げる費用のうち、<u>一般入居者等</u>の共通の利益を図るため必要があると認める費用を<u>一般入居者等</u>から共益費として徴収するものとする。
2 (略)	2 (略)
3 <u>市長</u>は、<u>特別</u>の事情があると認めるときは、第1項の費用の減免又は徴収の猶予をすることができる。 (<u>入居者</u>の保管義務等)	3 <u>市長</u>は、<u>一般入居者</u>について<u>特別</u>の事情があると認めるときは、第1項の費用の減免又は徴収の猶予をすることができる。 (<u>一般入居者等</u>の保管義務等)
第22条 <u>入居者</u>は、定住促進住宅及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。	第22条 <u>一般入居者等</u>は、定住促進住宅及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。
2 <u>入居者</u>の責めに帰すべき事由により、定住促進住宅又は共同施設を滅失し、又は毀損したときは、<u>入居者</u>が直ちに原状に回復しなければならない。	2 <u>一般入居者等</u>の責めに帰すべき事由により、定住促進住宅又は共同施設を滅失し、又は毀損したときは、<u>一般入居者等</u>が直ちに原状に回復しなければならない。
3 <u>入居者</u>が前項の義務を履行しないときは、市長が原状に回復するものとする。この場合において、<u>入居者</u>は、その経費を負担しなければならない。 (禁止事項)	3 <u>一般入居者等</u>が前項の義務を履行しないときは、市長が原状に回復するものとする。この場合において、<u>一般入居者等</u>は、その経費を負担しなければならない。 (禁止事項)
第23条 <u>入居者</u>は、定住促進住宅周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。	第23条 <u>一般入居者等</u>は、定住促進住宅周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
第24条 <u>入居者</u>は、定住促進住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡	第24条 <u>一般入居者</u>は、定住促進住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に

してはならない。 第25条 <u>入居者</u>は、定住促進住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。 第26条 <u>入居者</u>は、定住促進住宅の模様替え又は増築をしてはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の許可を受けたときは、この限りでない。 2 市長は、前項ただし書の許可を行うときは、<u>入居者</u>が当該定住促進住宅を明け渡す際、自己の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。 3 第1項ただし書の許可を受けずに定住促進住宅の模様替え又は増築をした<u>入居者</u>は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。 (長期不在の届出) 第27条 <u>入居者</u>は、本人及び同居者の全員が定住促進住宅を引き続き15日以上不在にするときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。 (収入状況の報告の請求等) 第28条 市長は、<u>第4条第1項第3号</u>の規定による収入要件の確認、第17条第3項の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第21条第3項の規定による共益費の減免若しくは徴収の猶予、第34条第4項の規定による駐車場の使用料の減免若しくは徴収の猶予に関し、<u>入居者</u>の収入の状況について、<u>入居者</u>若しくはその雇主、その取引先その他関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。 (明渡し時の検査) 第29条 <u>入居者</u>は、定住促進住宅を明け渡そうとするときは、その10日前までに市長に	譲渡してはならない。 2 <u>住宅使用者は、定住促進住宅を使用する権利を他の者に譲渡してはならない。</u> 第25条 <u>一般入居者等</u>は、定住促進住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。 第26条 <u>一般入居者等</u>は、定住促進住宅の模様替え又は増築をしてはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の許可を受けたときは、この限りでない。 2 市長は、前項ただし書の許可を行うときは、<u>一般入居者等</u>が当該定住促進住宅を明け渡す際、自己の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。 3 第1項ただし書の許可を受けずに定住促進住宅の模様替え又は増築をした<u>一般入居者等</u>は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。 (長期不在の届出) 第27条 <u>一般入居者</u>は、本人及び同居者の全員が定住促進住宅を引き続き15日以上不在にするときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。 (収入状況の報告の請求等) 第28条 市長は、<u>第4条第1項第1号ウ</u>の規定による収入要件の確認、第17条第3項の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第21条第3項の規定による共益費の減免若しくは徴収の猶予、第34条第4項の規定による駐車場の使用料の減免若しくは徴収の猶予に関し、<u>一般入居者</u>の収入の状況について、<u>一般入居者</u>若しくはその雇主、その取引先その他関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。 (明渡し時の検査) 第29条 <u>一般入居者等</u>は、定住促進住宅を明け渡そうとするときは、その10日前までに
--	---

届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。	市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。
2 第26条第1項ただし書の許可を受けて定住促進住宅の模様替え又は増築をした<u>入居者</u>は、前項の検査が行われる時までに、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。 (明渡しの請求)	2 第26条第1項ただし書の許可を受けて定住促進住宅の模様替え又は増築をした<u>一般入居者等</u>は、前項の検査が行われる時までに、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。 (明渡しの請求)
第30条 市長は、<u>入居者</u>が次のいずれかに該当するときは、当該<u>入居者</u>に対し、定住促進住宅の明渡しを請求することができる。 (1) 不正の行為によって<u>入居</u>したとき。 (2)～(4) (略) (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明したとき (<u>同居者</u>が該当する場合を含む。) (6) (略) (7) (略)	第30条 市長は、<u>一般入居者等</u>が次のいずれかに該当するときは、当該<u>一般入居者等</u>に対し、定住促進住宅の明渡しを請求することができる。 (1) 不正の行為によって<u>入居等</u>をしたとき。 (2)～(4) (略) (5) <u>第12条第3項の規定により通知された定期契約の期間の満了の日までに退去しないとき。</u> (6) 暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明したとき (<u>一般入居者の同居者又は社宅入居者</u>が該当する場合を含む。) (7) (略) (8) (略)
2 前項の規定により定住促進住宅の明渡しの請求を受けた<u>入居者</u>は、市長が指定する日 (<u>同項第6号</u>に該当するときは、明渡しを請求する日の翌日から起算して6箇月を経過した日以後の日) までに当該定住促進住宅を明け渡さなければならない。ただし、<u>本人又は同居者</u>に病気等特別の事情があると市長が認めるときは、その期日を延長することができる。	2 前項の規定により定住促進住宅の明渡しの請求を受けた<u>一般入居者等</u>は、市長が指定する日 (<u>同項第7号</u>に該当するときは、明渡しを請求する日の翌日から起算して6箇月を経過した日以後の日) までに当該定住促進住宅を明け渡さなければならない。ただし、<u>一般入居者</u>については、<u>本人又はその同居者</u>に病気等特別の事情があると市長が認めるときは、その期日を延長することができる。
3 (略) (駐車場の使用者)	3 (略) (駐車場の使用者)
第31条 駐車場を使用することができる者は、定住促進住宅の<u>入居者又は同居者</u>であって、自ら使用する自動車の駐車する場所	第31条 駐車場を使用することができる者は、定住促進住宅の<u>一般入居者、その同居者又は社宅入居者</u>であって、自ら使用する

を必要としているものとする。 (駐車場使用許可の申込み及び許可決定等) 第32条 <u>前条</u>に規定する者が駐車場の使用をしようとするときは、その使用の申込みをし、市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、その旨を当該使用者として決定した者（以下「<u>使用決定者</u>」という。）に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。 3 第1項の申込みにより使用できる駐車場の区画の数は、1住戸につき<u>1区画</u>を原則とする。 (駐車場の使用手続) 第33条 <u>使用決定者</u>は、市長が別に定める期日までに規則で定める所定の書類を提出しなければならない。 2 <u>使用決定者</u>が前項の市長が別に定める期日までに同項の規定による手続をしないことについてやむを得ない事情があるとき、市長は、同項の期日を延長することができる。 3 市長は、<u>使用決定者</u>が前2項に規定する期日までに第1項の規定による手続をしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。 4 市長は、<u>駐車場の使用決定者</u>が第1項又は第2項の規定による手続をしたときは、<u>当該使用決定者</u>に対して駐車場の使用を開始することができる日を通知しなければならない。 (駐車場の使用料) 第34条 駐車場の<u>使用料</u>は、1区画につき2,000円とし、家賃とともに納付するものとする。 2 <u>月</u>の中途において駐車場の使用許可があ	自動車の駐車する場所を必要としているものとする。 (駐車場使用許可の申込み及び許可決定等) 第32条 <u>一般入居者等は、前条</u>に規定する者が駐車場の使用をしようとするときは、その使用の申込みをし、市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、その旨を当該使用者として決定した者（以下「<u>駐車場使用決定者</u>」という。）に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。 3 第1項の申込みにより使用できる駐車場の区画の数は、1住戸につき<u>2区画</u>を原則とする。 (駐車場の使用手続) 第33条 <u>駐車場使用決定者</u>は、市長が別に定める期日までに規則で定める所定の書類を提出しなければならない。 2 <u>駐車場使用決定者</u>が前項の市長が別に定める期日までに同項の規定による手続をしないことについてやむを得ない事情があるとき、市長は、同項の期日を延長することができる。 3 市長は、<u>駐車場使用決定者</u>が前2項に規定する期日までに第1項の規定による手続をしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。 4 市長は、<u>駐車場使用決定者</u>が第1項又は第2項の規定による手続をしたときは、<u>当該駐車場使用決定者</u>に対して駐車場の使用を開始することができる日を通知しなければならない。 (駐車場の使用料) 第34条 駐車場の<u>使用料の月額</u>は、1区画につき2,000円とし、家賃とともに納付するものとする。 2 <u>一般入居者</u>について、<u>月</u>の中途において
--	--

ったとき、又はその使用を終了したときは、当月分の<u>使用料</u>は日割りによって算出する。	駐車場の使用許可があったとき、又はその使用を終了したときは、当月分の<u>駐車場の使用料</u>は日割りによって算出する。
3 (略)	3 (略)
4 <u>市長は、必要</u>があると認めるときは、<u>使用料</u>を減額し、若しくは免除し、又は徴収の猶予をすることができる。	4 <u>市長は、一般入居者について必要</u>があると認めるときは、<u>駐車場の使用料</u>を減額し、若しくは免除し、又は徴収の猶予をすることができる。
(駐車場使用許可の取消し)	(駐車場使用許可の取消し)
第35条 市長は、<u>使用者</u>が次のいずれかに該当するときは、駐車場の使用許可を取り消すことができる。	第35条 市長は、第33条第4項の規定による<u>通知を受けた者</u>（以下「<u>駐車場使用者</u>」という。）が次のいずれかに該当するときは、駐車場の使用許可を取り消すことができる。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
2 前項の規定による使用許可の取消しについては、第30条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「定住促進住宅」とあるのは「<u>駐車場</u>」と、同条第2項中「<u>入居者</u>」とあるのは「<u>使用者</u>」と、同条第3項中「家賃」とあるのは「<u>駐車場の使用料</u>」と読み替えるものとする。	2 前項の規定による使用許可の取消しについては、第30条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「定住促進住宅」とあるのは「<u>駐車場</u>」と、同条第2項中「<u>一般入居者等</u>」とあるのは「<u>駐車場使用者</u>」と、同条第3項中「家賃」とあるのは「<u>駐車場の使用料</u>」と読み替えるものとする。
(準用)	(準用)
第36条 <u>駐車場の使用については、第31条から前条までに定めるもののほか、第14条、第15条、第17条第3項及び第23条から第26条までの規定並びに第29条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「使用者」と、第14条中「第8条第2項に規定する入居可能日」とあるのは「第33条第4項に規定する駐車場の使用を開始することができる日」と、第14条、第23条から第26条まで及び第29条中「定住促進住宅」とあるのは「<u>駐車場</u>」と、第14条、第15条及び第17条第3項中「家賃」とあるのは「<u>駐車場の使用料</u>」と、第14条中「に入居」とあるのは「を使用」と、「を立ち退いた」とあるのは「の使用を終了し</u>	第36条 <u>駐車場の使用については、第31条から前条までに定めるもののほか、第14条、第15条、第17条第3項及び第23条から第26条までの規定並びに第29条の規定を準用する。この場合において、第14条、第15条及び第17条第3項中「家賃」とあるのは「<u>駐車場の使用料</u>」と、第14条、第15条、第23条、第25条、第26条及び第29条中「一般入居者等」とあるのは「<u>一般入居者等の駐車場使用者</u>」と、第14条中「第8条第2項」とあるのは「第33条第4項」と、「入居等可能日」とあるのは「<u>駐車場の使用を開始することができる日</u>」と、第14条、第23条から第26条まで及び第29条中「定住促進住宅」とあるのは「<u>駐車場</u>」と、第14条、第17条</u>

た」と、第24条中「その入居」とあるのは「その使用」と、第25条中「住宅以外」とあるのは「駐車場以外」と、第26条及び第29条中「模様替え又は増築」とあるのは「形状変更」と読み替えるものとする。	第3項及び第24条中「一般入居者」とあるのは「一般入居者の駐車場使用者」と、第14条及び第24条中「住宅使用者」とあるのは「住宅使用者の駐車場使用者」と、第14条中「に入居」とあるのは「を使用」と、「を立ち退いた」とあるのは「の使用を終了した」と、第24条中「その入居」とあるのは「その使用」と、第25条中「住宅以外」とあるのは「駐車場以外」と、第26条及び第29条中「模様替え又は増築」とあるのは「形状変更」と読み替えるものとする。
(立入検査) 第38条 市長は、定住促進住宅の管理上必要があると認めるときは、その指定した者に定住促進住宅の検査をさせ、又は<u>入居者</u>に対し適切な指示をさせることができる。 2 前項の検査において、現に使用している定住促進住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該定住促進住宅の<u>入居者</u>の承諾を得なければならない。 3 (略) 4 定住促進住宅の<u>入居者</u>は、正当な理由がない限り、第1項の検査を拒み、又は妨げてはならない。 (意見の聴取) 第39条 市長は、第8条第2項の許可若しくは第10条第1項若しくは第11条の承認をしようとするとき、又は<u>入居者（同居者を含む。）</u>について必要があると認めるときは、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するかどうかについて、朝来警察署長の意見を聴くことができる。 (管理の委託) 第40条 市長は、定住促進住宅及び共同施設の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを委託することができる。 (1) 定住促進住宅の入退去に係る<u>契約</u>に関	(立入検査) 第38条 市長は、定住促進住宅の管理上必要があると認めるときは、その指定した者に定住促進住宅の検査をさせ、又は<u>一般入居者等</u>に対し適切な指示をさせることができる。 2 前項の検査において、現に使用している定住促進住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該定住促進住宅の<u>一般入居者等</u>の承諾を得なければならない。 3 (略) 4 定住促進住宅の<u>一般入居者等</u>は、正当な理由がない限り、第1項の検査を拒み、又は妨げてはならない。 (意見の聴取) 第39条 市長は、第8条第2項の許可若しくは第10条第1項若しくは第11条の承認をしようとするとき、又は<u>一般入居者等（一般入居者の同居者及び社宅入居者を含む。）</u>について必要があると認めるときは、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するかどうかについて、朝来警察署長の意見を聴くことができる。 (管理の委託) 第40条 市長は、定住促進住宅及び共同施設の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを委託することができる。 (1) 定住促進住宅の入退去に係る<u>定期契約</u>

すること。

(2)～(5) (略)

(秘密保持義務)

第41条 前条の規定により管理の委託を受けた事業者は、管理委託契約の履行に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

第43条 市長は、入居者が詐欺その他の不正の行為により家賃又は駐車場使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を逃れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

別表（第13条関係）

区分	家賃	摘要
<u>指定住戸以外</u> <u>の住戸</u>	月額45,000円	<u>和田山宿舎の住戸に改良を加えない状態の住戸に入居する場合は、3,800円を減額する。</u>
<u>指定住戸</u>	月額20,000円	

に關すること。

(2)～(5) (略)

(秘密保持義務)

第41条 前条の規定により管理の委託を受けた者は、管理委託契約の履行に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

第43条 市長は、一般入居者等が詐欺その他の不正の行為により家賃又は駐車場の使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を逃れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

別表（第13条関係）

区分	家賃	摘要
<u>社宅として使用する住戸及び指定住戸以外の住戸</u>	月額45,000円	<u>和田山宿舎の住戸に改良を加えない状態の住戸に入居する場合は、3,800円を減額する。</u>
<u>社宅として使用する住戸</u> <u>（4階及び5階に限る。）</u>	月額38,000円	
<u>指定住戸</u>	月額20,000円	